

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、建築基準法に関する手数料として既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料が新設されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料及び収入証紙の種類について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第5号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項18中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項20(41)の4の次に次のように加える。

(4)の4の2 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項57(15)を削り、同項66中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表警察手数料徴収条例に基づく手数料の項10(2)を次のように改める。

(2) 警備業認定更新申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項10中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、(6)から(18)までを(4)から(16)までとし、同項11を次のように改める。

11 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する警察手数料

自動車運転代行業認定申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項12を削り、同項13を同項12とする。

別表第2中

「

600円
750円

」

を

「

600円

」

に、

「
1,000円
」

を

「
1,000円
1,050円
」

に、

「
1,750円
1,800円
」

を

「
1,750円
」

に、

「
2,600円
2,650円
」

を

「
2,600円
」

に、

「
3,350円
」

を

「
3,350円
3,550円
」

に、

「
4,400円
4,450円
」

を

「
4,400円
」

に、

「
4,800円
5,100円
」

を
「
4,800円
」

に、
「
5,800円
6,400円
」

を
「
6,400円
6,450円
」

に、
「
7,650円
7,950円
」

を
「
7,650円
」

に、
「
19,500円
」

を
「
19,500円
20,250円
」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。